

第四章 産業・経済

第一節 農政

一 地租改正

藩政時代の土地は、百姓は苛酷な年貢を納めるために支えられた土地を耕作するばかりで、土地に対する私有権はなかった。一方、郷士は給地高地所と浮免、拘地を持つていた。そこで地租改正で問題になったのは、給地高地所で、秩禄処分では、給地も知行地として金禄公債を受けたが、後明治九年になって、土族は浮免、拘地だけを所有地として、給地の方は、実際に耕作している者の所有になった。土地の所有者には地券を交付した。これに対し、土族は給地の所有について、強く主張、地券の交付を政府に請求したが許されなかった。なお、土族は藩政時代は出米八升一合を納めるだけでよかったのが、これからは高一石に付き定免三斗八升余を納めなければならなくなった。

薩藩では西南役以前は藩政時代の税法がそのまま行われていた。明治六年はひでりと洪水のため大凶作であった。それで納税に苦しんでいた農民は、その改善を区長役所に請願した。このころ既に他県では金銭で納税するようになっていたが、日薩隅三州だけが旧態のまま米穀で納税していた。そこで不作の年には、農民は高い米を買って納めなければならない。この苦痛を除くため金銭で納税させて貰いたいと都城では請願したのであった。

区長は県庁と相談して米納四分金納六分と決定した。しかし農民たちはこれに不満で、遂に暴動となったのであった。この暴動には農耕に従事する土族が加わっていたので、一層強力になった。明治七年一月六日、七日都城では百姓一揆が起こり、農民が大挙町中に押しかけ、血を見る騒動が起きた。この前年六年には末吉でも農民が大勢集合して戸長へ強訴をなし、発企人が逃亡、行方がわからず、捜査が行われたことがあった。

明治六年七月、地租改正条例、地租改正規則が公布され本県では九年に大山県令が地租改正に着手はしたが、明治十年勃発した西南戦争のため中断され、明治十二年になって漸く着手された。地租改正は正副戸長が当たり、各村でも地租改正事務を分担するために、特に一ヶ

村に七名以内の総代人を選出させた。

この地租改正に携った鮫島長十郎氏の談話によると、当時の岩川の状況がよくわかる。明治十二年の地租改正の時は、字、地番、反別、地価、地租、図面を作った。

測量に使ったよま(ひも)は、雨の日もちぢんだりのびたりしない固いよまであった。畑地に旗をたてて測量したが、この旗は一尺角の白赤布がつけてあり、それを十本、二十本部落のさけだつ(境に旗を立てる人)が持つて歩いた。このさけだつは五十戸くらいの部落から六人出て、一日二人ずつ、三日越に出た。

測量の方法は底辺に垂線を下ろして計算する方法であるが、底辺を斜繩といい、垂線を矢棹と言った。「斜繩何間何合、矢棹何間何合」という具合に言った。そして菱形や凸凹のある所は勘案して、適当に旗を立てて測った。例えば十人持の土地があれば、その土地の人口の一人分を調べ、後は外九人とした。明治二十二年の誤謬訂正の時は、地番を持っている人の外は、甲乙丙とした。

十二年改正の時は主のない原野は村有とし、原野を拓いているところは、その者の所有とした。

この測量にあつたのは地押総代であった。報酬は一筆いくらと手数料の請負いであった。その手数料は土地

所有者が一筆いくらと言って出した。この竿入れ代、税金のかかるのをおそれ、畑にわかか藪を作って、竿入れ、税金を逃がれた者もあった。お金のない時で、一筆の竿銭が出せず、土地を人にくれてやったり、もらったりした。

当時は金もなかったが、人も少なく土地が多かったのである(鮫島長十郎氏談)。

地租改正手続として地価帖をつくり、新地券を下附、これに対し地券証印税があつたが、これは地租改正費用に当てた。地価帖は新地券を下附するために必ず必要なものであるから、各戸長役場に作製を督促した。各戸長役場へ地券の下附を開始したのは、だいたい十五年の始めであった。こうして地租改正の終了したのは、明治十七年十二月であった。

地租改正は当時地押と言つた。明治十二年にはじまつた地押調査は、前述の古老の話にも伺われるように、大ざっぱなものであつたらしく、その後、十八年になつて、前の改租の誤謬訂正を行うため、また広く地押調査をすることとなつた。この時は田畑に綱をひいて測量したので、割に正確に行われたようである。今の字絵図はその時出来たものであるが、現代の平板のようにはいか

ないが、大体合致しているようである。しかし山林になると、遠くから見取図をとったので、大ざっぱなものになり、面積も山竿というほど、実測より大分狭くなっている。

鮫島長十郎氏の話によると、十二年の改正の時は大分空地があつたので、誤謬訂正すると空地が出て、税金がかげられると言うわけでも始められたという。実際にやってみると空地が大分出た。鮫島氏はこの時地押総代であつたという。岩川では五十町二組、中之内二組計四組で地押調査をした。一組の総代は、図面をとる人、間数をとる人で五人くらいいた。地押は朝も晩も続けて行い、朝は各組皆集まって出かけ、夕方まで測量をして、帰ると晩はつぼつくり（各筆の計算）をした。つぼつくりは、朝皆が集合するまでの時間も熱心に行った。

こうして明治十二年の地租改正の誤謬訂正を終えたのが明治二十二年で、以前の測量より大分広い土地が出て来たので、そういうのは同地番の乙地、丙地などとした。

明治四年に殿様の大御支配があつたが、その時は二間竿を二つ持って、「竿どい」が眺めていて、ここからあすことという具合に見て、みきいで、角になる所などは丸

見当で十文字になるよう間敷をとった。「ヒトツツ、フターツ」と帳面どりがよくわかるように、大きな声ではかり、最後に「何間いくらあつた」と大きな声で言った。それを帳面どりは記録した（鮫島長十郎氏談）。

一一 農会及び産業組合

県は明治二十七年十二月、農事改良を図る目的で「農会原則を發布し、県、郡、市町村の三級農会を系統的に設置せしめ、従来知事の認可を経て成立させるものも、凡て之が組織下に統一することとした」（「県史」）この後、国は三十二年農会法、三十三年に農会令を公布した。

三十三年には組合員の協力によって産業経済の発達を図り、中小生産者の救済を目的とする産業組合法の公布もあつたが、産業組合は特に農村に発達した。産業組合法に基き信用購買組合等が設立されることとなつたのである。

農会の資料がないので詳細に記述できないが、最初の会長は村長兼務で、四十一年に恒吉村では小田景敬が専任の農会長に就任しているが、末吉もこの年、専任農会

長をおいている。会長の任期は当初三年で、昭和初頭のころは四年になっている。農会の経費は大部分村費補助で賄っている。農会の機関としては大正末期までは農会評議員があり、これが会長を選出した。昭和に入ってから、農会評議員は総代制度となり、会長は総代が選出した。職員はだいたい会長、副会長、技術員、書記で、事業は、堆肥、桑園、繭、茶園等の品評会、水稲、麦、甘藷、陸稻等の競作会など、農業指導の重要な役割を持っていた。大正十一年四月、農会法が改正されたが、県農会では従来 of 事業分野が生産改善であったのに対し、新たに農産物の販売斡旋と肥料その他農業資材の共同購入を図ることとした。一方、産業組合連合会とも密接な連携を保ち、戦後の農協へと連なっていく。

岩川町(村)農会

岩川町(村)農会は、会長は町(村)長兼務で、副会長は一般から選ばれた。歴代の副会長の判明している分を掲げると、大正十二年ごろ岩元伝吉、その後川崎千似、昭和七年ごろ、井手上若右エ門、昭和十五年ごろ須田藤太、その後大脇忠平、有川貞信などであった。

事務局は副会長一人常勤、書記一人、外に常雇一人

(日給)、技術員三人(普通農業の技術員)当時養蚕の技術員は町役場にいた。

農会の予算は二百か二百五十円程度であったろうという話がある。当時の町役場の総予算は十八万円か二十万円くらいであった。農会費は会員割と反別割であった。会員割は一人分二十銭くらい、これを二十一銭に上げたらかましく言って異議申立があったという。昭和十五年ごろの会員割は四十銭くらい、反別割も含めて高額の人で六円くらいであったという。

農会の事業は主に普通農事の指導が主で、外にラミ、ビール麦の指導もした。

水陸稲の競作会、堆肥品評会、甘藷品評会なども開催した。野菜の品評会はなかったようだ。こうした品評会は町の品評会をしてから、郡の品評会に出品した。郡の場合は各町村技術員を入れ替えて審査をした。牛馬競掣会は田畑共で、すぎ方、調教、姿勢、深耕度合など採点した。水田の畜力除草も指導した。切干甘藷はアルコールの原料で、これを奨励、集荷販売までした。大根を千切りにする切干大根も奨励した。これは畑に北向きにミスをはって、それに千切りを干した。陽よりも風で乾燥するのであった。竹山、笠木などで盛んにやった。

そのころ、午旁（ごぼう）の奨励をし、北九州へ送って、「岩川ごぼう」の名声を得た。ごぼう栽培をしたのは、梶ヶ野、狩谷、蔵谷、渡などで、渡の篤農家丸野榮徳方に苗圃があった。

そのころ、肥料が統制になって、その配給を農会でした。農会から部落へ肥料を掛け分けてやり、部落ではそれを各農家へ掛け分けをしたが、この掛け分けは、よく掛け切ったという（この項は当時農会技術員であった永田瑞義氏の話による）。

恒吉村農会

明治四十一年、小田景敬が恒吉村農会長になった。これは専任農会長の始めである。従来は村長兼務であった。末吉でも四十一年に専任農会長を置いているので、この点何か関連があるかも知れない。

恒吉村の農会は遠矢長が村長の時も会長は村長兼務であった。副会長は総代（十二人）で選挙したが、必ずしも総代互選ではなく、たいていは助役であった。助役の外に数名いた。

事務所は役場の中に置いた。職員は技術員が普通農業、畜産、林業、養蚕などそれぞれ専任がいた。当時恒

吉は養蚕が盛で、各戸ほとんど養蚕をしていた。外に専任書記が一人いた。

農会の経費は会員割と反別割、それに総経費の半分くらいは村が補助した。

事業としては前述のように各専任技術者によって、部落に行つて村民の指導にあたり、農業の指導面を受け持った。そして毎年十一月になると、水陸稲刈試、甘藷掘試し、蔬菜、畜産などの品評会を開いた（この項遠矢長氏による）。

月野村農会

月野村農会の明治、大正時代は記録もなくわからないが「中内日記」に少し出てくるので、次に記す。

「中内日記」に、明治四十二年四月七日付、農業技手土屋武次に対する感謝状がある。同技手は明治三十八年から四年間勤務した。

この感謝状は月野村長有馬助五郎と月野村農会長竹迫彦次郎と列記してあるので、当時農会長は専任であったことがわかる。丸岡計佐助、大正七年四月、村農会長に選挙せられたるも六月に至り辞任村収入役に推薦せられ、八年六月十三日更に助役に選任収入役の事務を兼掌

した。(中内日記)

右によって、大正七年ごろは村農会長が専任であった。

月野村農会は事務所はもと村役場の中にあつた(義川村長時代)。農会長はずっと村長兼務であつた。藤屋一郎村長は、産業組合長、農会長も兼務した。その時、農会は産業組合の中に事務所を移した。農会副会長は近堂正行であつた。

農会は農家から選出された総代が十二名であつた。会長は総代会で一般から選出するのが普通であるが、月野ではずっと村長の兼務であつた。副会長は総代会で総代の中から選出した。常勤事務員は技手二人(普通農業)書記一人、それに副会長で、計四人であつた。農会の経費は農家へ会員割、反別割の賦課によつた。

農会では技手が部落へ出向いて指導に当たつた。そして水陸稲の刈り試し、甘藷の掘試しをし、三月ごろ小学校の講堂で品評会を開催した。また蔬菜品評会を年末のころ開催した(この項、広津田、近堂正行氏による)。

特定指導小組合の設定

郡農会では大正十三年から五ヶ年を一期として、岩川

町飯田小組合を特定して理想的な組合を実現するため指導した。

指導の内容は主として農業面で、水稻を主体とし種もみの塩水選別、品種の更新、施肥技術の改善などで、なかでも稲の掛干を實行したのは飯田が始まりであるといわれる。その他農家経営上の指導であつたが、十四年からは郡内二部落を特定し、特別の指導を加え、一般経営の改善を促進することとした。

岩川産業組合

産業組合初代組合長になつた山口長裕ながひろは、鹿児島千石馬場の伊勢屋敷に慶応元年九月十二日助四郎の長男に生まれた桑原仲之助と一緒に長崎の蘭医学校に勉強したが、身体が弱く退学した。後、小学校教師から岩川村助役を経て、岩川村産業組合の設立によって、初代組合長になつた。

当時の役場は、旧土木事務所の隣、現在の土木事務所長宿舍のある場所にあつたが、その役場に附属した木炭小屋があつた。その小屋を改造して産業組合の事務所にした。山口はそこで産業組合の運営に没頭した。それには組合員毎の信用程度をよく調査して確実な実態を掴む

ことを主眼にした。そしてその信用程度範囲内で貸すこととし、信用程度の低い者には、よく事情を話して聞かせて組合員が奮起して、信用度をあげるように教えていた。山口は現金は常に自分の懐にしまっており、貸出しは懐から出して貸したという。

その後、前の農協のある場所に当時古い店があったのを買い入れて、そこへ移った。そしてその後新しく建築をした。この建物は不幸にも焼失したがその跡に前と同じ形の建物が出来た。山口は七十五歳で組合長を辞めた。

恒吉信用販売購買利用組合

大正二年七月十九日創立

初代組合長 小田景敬 常務中島精一、藤崎辰之助、遠矢長

二代組合長 野上田愛五郎 常務中丸兼佐

三代組合長 川畑篤行 常務大脇伊助、松田為治、長池圭介、野上田愛五郎、能見武志

四代組合長 遠矢長 常務 上原政儀、長江源九郎

五代組合長 松田為治 常務本鍋市二

六代組合長 大村繁 常務梨木甚太郎、乙川内利三次、

長江源九郎

郡内の信用組合では大正三年、桜島爆発の復旧費無利息国庫貸付を機に発足しているのが多いのであるが、恒吉の場合は大正二年七月十九日の創立となっているので、この間の事情を遠矢長氏に聞いた。大正二年に創立したのは実際は養蚕組合で、大正三年になり桜島爆発による国庫貸付を得るため、それも無限責任でなければならぬというので養蚕組合をきりかえて、恒吉産業組合（無限責任）を設立したのであった。設立の月日はわからないが、月野村の信用組合が十一月に設立しているので、だいたいそのころと思われる。国庫貸付は各町村同じころ受けたのだから。

大正五、六年ごろ、有限責任に変更、恒吉信用販売購買利用組合に改組された。

大正九年三月ごろから坂元に浦川内支部を設立した。この組合は旧蚕業組合を恒吉生産信用組合と変更したものであった。

月野村信用販売購買利用組合

大正三年、桜島噴火による復旧費として、無利息国庫貸付制度が施行されたので、これを基金として大正三年十一月二十六日、月野村信用販売購買利用組合が創立さ

れた。

当時、農会が役場内にあり、これと併設の形で信用事業と農業用購買品を取り扱った。初代組合長は村長の有馬助五郎が兼務し、その後書記であった太田仲右衛門が組合長に就任、書記は近堂伊吉になった。昭和初頭のころ、組合経営が極度に不振で、ほとんど解散の危機に見舞われた。当時月野小学校長の藤屋一郎と同校農科専任教員の平松一郎は乞われて共に教職を退き、三年に組合長と常務に就任、寝食を忘れて再建に腐心した結果、漸次隆昌に向かった。十一年四月には全国産業組合中央会鹿兒島支部の主催する県下産業組合研修協議会を月野村で開催、同時に優秀組合として表彰を受けた。これは役場、組合、学校が一体となり、各種団体や各部落、家庭が緊密な連携のもとに、農産物の増産を基盤とした教育、経済の活動が評価されたからである（井上徹志氏談）。

久木山信用組合

久木山信用組合は明治四十三年（贈嶽郡案内）には明治四十五年三月二十九日設立と記す。）に発足した。当時の村長は川崎和夫で、農会長も兼ねていて、信用組

合の設立を奨励していた。久木山では逸早く信用組合を設立しようという気運が起こって、部落で協議を重ね、初め二十五戸くらいではじめたが後には四十戸になった。初代組合長は牧之瀬市次で、常任の書記は加塩繁志が一人であった。組合の実際の企画にあたったのは、役場書記の牧之瀬藤助であった。事務所は今の部落集会所のある所にあつたが、三間に二間の建物で、後の方におろしをして肥料倉庫にした。仕事は金融と、購買販売で、肥料は鹿兒島の連合会から入れ、当時まだ地ばた、高ばた、よまひっぱたの機があつたところで、反物はいれないで、カセを福山からとつた。そのころ青年と壮年で霧島登山をした。久木山の並松の梢に一間四方の日の丸の旗を立てて、それを霧島から見るといって立てたりした。霧島からは壮年の人たちは、当時小林の信用組合が運営がよかつたので、それを視察に行き、青年たちは韓国岳を越えて、国分八幡に詣って帰つたこともあつた。組合の運営は最初は順調にいったが、大正末期の物価暴落で、遂に解散のやむなきに至つた。

この信用組合の組合長は、初代が前述の牧之瀬市次、次は牧之瀬藤助、解散時の組合長は山下清であつた。

大正十四年発行「贈啖郡案内」に郡内産業組合の状況が出ていたので、当時の状況を知るために次に掲げる。

本郡産業組合は明治四十三年、野方村で無限責任野方信用購買組合が設立されたのがはじめて、その後逐年各町村内に設立されるようになり、大正十二年有限責任松山村信用販売購買利用組合が設立されたのを最後に、郡内全町村に設立された。現在二十一組合、しかし中には区域が狭少又は資金が少額過ぎて堅実な組合基礎を欠くものもある。殊に過般の経済界の変動の時の傷痍がまだ癒えず不振の所もあって数組合を除いては、基礎時代に属し、改善の必要がある。

堅実な組合基礎をつくるために、不振組合区域狭少の組合は合併又は解散等により、相当区域の広い組合となし（一町村一円一組合を標準とする）自己資金増加を勧奨し、一面組合精神の徹底を期し、事業の発展改善を図ろうとする。大正十三年度では産業組合中央会鹿児島支会贈啖郡部会に専任の指導員を設置し、組合指導奨励の任に当たらせる。

当時の組合は関係の分は次のとおりである（大正十三年十二月末現在）。

恒吉信用販売購買利用組合（有限責任 大正二年八月二

十八日（実際は大正三年）設立、組合員六四六

月野信販購利組合（無限責任 大正三年十一月二十六日

設立、組合員四〇二

折田信販購利組合（無限責任 大正九年八月二日設立組

合員一三六

久木山信販購利組合（無限責任 明治四十五年三月二十

九日設立、組合員一三四

市吉信販購利組合（無限責任 大正元年九月二十七日設

立、組合員八〇

三 農業団体の統合と農業会

昭和十八年になると、政府は戦力増強の基である食糧その他の農産物の生産確保と、消費資材の全面的統制を期するため、全農業関係団体を統合する農業団体法を施行したので、従来の農会や農村の産業組合、養蚕、畜産、茶業等の農業団体を統合して、岩川町農業会、恒吉村農業会、月野村農業会と称して新しく出発した。

そして戦時中の統制経済の中で、農産物、消費資材は農業会一本化に結集され、政府の補助、助成等によって運営される農業統制団体となった。

なお、この農業会は昭和二十二年、農業協同組合法が

できて解散した。

恒吉村農業会

農業団体の統合により、恒吉では農会（会長勝目琢磨）産業組合長（遠矢長）、畜牛産馬支所（支所長長光）が統合し、恒吉村農業会が発足した。会長は遠矢長になった。

農業会の組織は産業部と指導部に分けた。産業部は販売購買で部長は中原豊であった。指導部は各種技術指導に当り、部長は炭床伝蔵であった。坂元に支部を置いていた。

月野村農業会

昭和十八年、農業団体統合令により、十九年四月に月野村農業会が発足した。

四 食糧確保のための委員会

食糧対策委員会から食糧調整委員会

食糧不足に対する協議機関として、従来、食糧対策委員会がおかれ、供出の督促状況や麦持出取締、生産者へ

麦配給の場合、麦供出督促など協議した。委員は十二名。

昭和二十一年八月に食管法の施行規則を改正して、県及び町村に食糧調整委員会を置き、知事や町村長はこの委員会の会議を経て供出の割当を行うことになった。この委員は食糧対策委員会で協議して委員三十名を各種団体と耕作者から選出した。

なお食糧事情の好転に伴い、昭和二十六年、食糧調整委員会は廃止された。

農業調整委員

農業調整委員会委員の選挙は、昭和二十三年十一月三十日全国一斉に行われた。これは主要食糧農産物及び供出を確保するため、公正かつ計画的にその生産数量及び供出数量の割当を行い、食糧事情の安定を図るため、食糧確保臨時措置法に基づくものであった。

五 農地改革と農地委員会

我が国の土地制度の中で、画期的な改革の断行、いわゆる農地改革の実施に入ったのは、昭和二十一年十二月

であった。

昭和二十一年十月二十一日付法律第四十三号公布、同年十二月二十九日施行の自作農特別措置法と昭和二十一年十月二十一日付法律第四十二号、同年十一月二十二日施行の農地調整改正法の二根拠法令に基づいて、同年十月二十五日全国一斉に市町村農地委員の第一回選挙が実施され、事務所も設置、国県はもとより軍政部の指導のもとに農地委員会が発足した。

農地改革の立法の主旨は、既墾地の小作地徹底的解放、採草放牧地の団体所有小作地開放、また未墾地の買収売渡の推進であるから、農地委員の選挙については、階層別に選出された。一号委員は小作層で五名、二号委員は地主層で三名、三号委員は自作農で二人、計十名であった。この階層別委員数の中、受益者の小作代表が多数で、これに対する地主層、それから中立的斡旋的仲介の意味をもつ自作代表の順になっている。

岩川町、恒吉村、月野村においても、昭和二十一年十月二十五日農地委員の選挙を行い、それぞれ次のように委員が選出された。

第一期

岩川町△委員長山下清▽

(一号) 八木源市、寺山秀吉、岩重治助、田中貴盛、益永甚藏 (二号) 山下清、小浜浩、肝付清 (三号) 野田貢、長野栄吉

恒吉村△委員長能見栄藏▽ (二号委員一名不明)

(一号) 後藤宗憲、中山明、森山捨行、桑幡栄藏、肝村兼盛 (二号) 大村繁、原田岩男 (三号) 能見栄藏、上村等

月野村△委員長松崎太市▽

(一号) 樫山時義、佐々木光、内之宮要吉、岩島武義、木村末藏、(二号) 五代幾衛、本田新藏、下井田時義 (任期中死亡に付義川祐吉委員となる) (三号) 松崎太市、若田信義、

昭和二十四年になって、農地調整法の改正を行い、八月十八日全国一斉に第二回選挙を行った。今回は委員の定数を一号委員小作を二人、二号委員地主二人、三号委員自作六人となった。

第二期

岩川町△委員長桂栄一郎▽

(一号) 浜口幸成、安田道安 (二号) 牧之瀬統、桂栄一郎 (三号) 田中貴盛、八木兼好、池之上忠、吉森誠造、黒岩時良、寺山秀吉

恒吉村△委員長能見栄蔵▽

(一號) 森山捨行、南半礼猛(二號) 野上田愛五郎、園田

喜作、(三號) 能見忠、後藤宗憲、中山明、能見栄蔵、瀬

戸口孫一、神半礼五太夫

月野村△委員長松崎太市▽

(一號) 平木正夫、黒木末次、(二號) 五代幾衛、丸岡篤

行、(三號) 松崎太市、大山峻、若田信義、岩島武美、永

野昇、桑迫喜藤太

農地委員の職並びに事業遂行の援助者として部落補助員を委嘱した。部落補助員は、啓蒙宣伝、伝達事項の徹底、諸調査の補助的作業、基礎資料の蒐集等に協力、各農家との連絡を図った。

事務所は最初のころは主任書記一名、補助書記二名程度でその外は臨時雇傭者であった。登記事務の段階になると職員も増員となったが、その後事務完了に近づくると減員となり、残った人は農業委員会職員に移った。

買収は前述の二法令に基づいて行われた。既墾地と採草放牧地のように小作人のあるものと、開墾を目的とした未墾地の買収であった。既墾地買収では農地と農用附帯地があり、農地は不在地主、団体所有地(町有、部落有、その他の団体)全部、在村地主の所有地に対して

は、その地主の小作地七反歩を超えた分、及び二町歩を超過する全小作地と所有者が買収の申入れをした申出買収が対象となった。

農用附帯地というのは、こうした農地に附帯する水利権、用水池、農業経営上必須条件である宅地及びその他の農用施設などについても買収対象になった。採草放牧地は既墾地に準じて小作採草放牧地の買収で、主として不在地主や団体所有の小作地が対象となった。それから未墾地は、終戦で復員した人、外地からの引揚者などで国内の人口が増加したので、これが食糧の国内増産のため、開墾を目的とした未墾地の買収が行われた。これは軍政部の指令によって買収面積は数によって責任買収の形がとられた。旧岩川飛行場跡地(八合原)は、海軍省用地から農林省に所管替えされたもので、買収はしなかったが、未墾地として取り扱われたものである。

買収された土地対価は政府から個人に支払われた。千円以上は国債を交付し、端数は現金で支払われた。

買取対価(土地代)(反当)

未墾地	放採牧地草	既墾地	区分
跡飛行地場	放採牧地草	宅畑田	地目
六〇〇	一〇〇	二、七七〇	上
四〇〇	五〇	一、四〇〇	中
二〇〇	二六	六〇〇	下
〃	〃	〃	備考

買取売渡の実績

附帯施設	農地	区分	旧町村名	面積	対価
月恒岩 計野吉川 村村町	月恒岩合 野吉川 計村村町			九、三、四、 四、七、三、三、 七、一、七、八、 七、八、六、三、反	三、一、一、 七、六、三、六、 〇、七、三、九、 五、五、三、五、 三、七、七、八、 三、二、二、四、五、 二、四、八、〇、円
				一、八、反	九、七、九、円
				一、八、反	九、七、九、円

買収されたこれらの農地、採草放牧地は、小作人や買受申込者にそれぞれ審議の上売渡された。しかし旧岩川飛行場跡地の配分については、配分委員会側と買受希望者との間に意見が対立し、委員会の開かれる日は早朝から関係者が傍聴につめかけ、喧々ごうごう原案作成の寸前に瓦解し、配分委員全員は辞職のやむなきに至った。しかし、その後双方の話し合いで、原案の一部を再検討し、二回にわたって売渡しをした。この配分期間中は、委員の夜間行動は嚴重に慎しむようにしたほどであった。なお、買収された対価は普通の対価と同じであった。

買収売渡の登記については、自作農創設特別措置登記令に基づいて、知事の嘱託で町村農地委員会で行った。この登記には期限があり、委員職員は未明から薄暮まで測量にあたり、夜は書類整備で、昼夜兼行の努力を続けたが、この間軍政部からは、状況察知の電報を三日〇七日おきに打電してくるありさまであった。こうした苦勞の末、二十五年七月末に登記は一応完成した。

一方、農地を買収された地主たちは買収価格が不当に安かったとして、昭和三十年ごろから農地解放者同盟が組織され、爾来十余年に亘り政府へ農地開放補償の陳情

未 墾 地	採 草 放 牧 地	宅 地
月恒岩 計野吉川 村村町	月恒岩 計野吉川 村村町	月恒岩 計野吉川 村村町
一、 五、四、五、六、 九、〇、五、三、 三、八、二、三反	一、 六、三、六、六、 九、五、七、五、 八、九、三、七反	六、三、二、 二、五、四、三、 八、六、〇、二、 六、四、二、〇坪
一 五、一、三、〇、 九、八、五、五、 四、五、五、三、 七、〇、八、八、 三、一、九、三、 円	七、三、三、 六、九、二、四、 五、九、〇、六、 九、四、二、二、 三、一、四、八、 円	二、一、 六、四、二、九、 八、六、四、六、 〇、七、七、四、 一、九、八、四、 円

を続けた結果、四十年四月一日立法措置が開始され、四十二年三月末日までに交付申請手続きを済ませることとなった。この補償金は債券で支払われた。

第二節 農業の変遷

一 明治・大正ころの農村

町村別の状況

明治・大正ころの農村概況について、文書や資料から町村別に記す。

恒吉村

(勝目文書から)

勝目文書の中に、明治十二年から大正十五年までの間の、穀物の出来不出来、価格、地価の変遷、農家経済の良否など、丹念に記録したものがあつたので、次に収録した。

これによるとその年代の米雑穀の価格がわかり、明治十八、九年のころは農村疲弊の極で、納税に困つて土地

を売ろうにも買い手がない。やむを得ず無償で他人に譲るといった時代、農業教師は農業技術であるが、それを聘用したころのこと、養蚕の発達、麦作に夏大豆の間作、夏大豆に粟の間作を始めたころのことなど興味ある記録である。そしてこれは恒吉の記録であるが、だいたいの状況は似ているので、そのころの岩川、月野の状況もこれであらうのである。文章は筆者が少し読み易くした(筆者—高木秀吉氏)。

明治十二年、地租改正のころは、金融も割によかつたので、米一石の価格が一〇円になつた。したがつて土地の価格もまた騰り、農家は幾分の余裕があつた。しかしこれから漸次低落していつて、明治十六年になるまで、六、七円を上下し、明治十七年に至つて俄かに低落して一石の米価が三円内外になつた。この年から二十二年に至るおよそ六年間三円内外で通つたが、この間一番下落したのは十八、九年のころで、石価僅かに二円八、九十銭になつた。土地の価格もこれにつれて大いに下落し、殊に十八、九年のころは、土地を売る者が多く、買受者の方では、反別の大小に拘わらず小作米の俵数(明治二十一年前は一俵に付二斗四升入、以後は二斗五升入)を標準とし、一俵の代価三円内外で、これを地価に比較して

見ると、三分の一あるいは四分の一に相当した。畑地は採算がとれず、売る人は多いのに買受け者がないので、やむを得ず無償で他人に譲るものもあった。土地の悪い所は無償であっても、貰い手がないという有様であった。このような状況であったので、農家は非常な困難に陥った。このころ村民は納税の義務を果たすことが出来ないで、土地を公売処分処せられるものが多く、畑地のごときは官に没収されるものが多かった。また借金の抵当になった土地は多くは流物となり、このために貧困に陥る者も尠くなかった。こういうことから一方では資産家は財産を併せ持つということになっていった。

二十三年になると漸次米価も騰り、三十年になるまでには一石の米価は、五、六円から七、八円を上下し、三十一年になると俄かに暴騰して、十四、五円に達し、土地もまたこれにつれて高騰して、小作米一俵の価格三、四十円になった。これを地価に比較すると、四倍あるいは五倍になった。須田木、坂元、長江の土地は上級で、大谷は下級であった。もっとも土地の高騰したのは、二十五、六年であった。これから農家も漸く愁眉を開くようになった。しかし農家がやっと落着きを見せてくると、一方では諸税の負担が年々膨張して来て、農家もま

だ安穩というわけにはいかなかった。

三十一年から世の趨勢に随って農業教師を雇って、農事の改良に着手し、漸次改良を図らねばならなくなつた。しかし村民は未だ半信半疑で、実際の効果はまだ出ないが、漸次そのような機運をつくっていくことに努力した。

三十四年末から三十五年に至って、金融不景気のため、小作米一俵—価格は、上田で二十円中下田で十五円ないし十二、三円に下落した。三十六年から三十七年まで田畑ともに非常に豊作で、殊に三十七年は暴風もなく、害虫も発生せず、登熟がよかつたので、平年よりも四、五分の増収があつた。田地では一畝歩の上田に三斗五升入の粃二俵余、中田は同一俵半、下田は一俵余の收穫があつた。畑地でもおよそ二、三分の増収であつた。

三十九年からは土地が騰貴し、田地では小作米一俵の価格三、四十円あるいは四、五十円に及んだ。畑地もまた相應に昇騰した。

四十五年から米価が大いに騰り、一石の価格の最高二十円二、三十銭に達し、低下した時も十八、九円を下らなかつた。土地の価格も随つてあがり、上田小作米一俵

の価格五十円ないし六十円に達した。下田でも三十円を下らなかつた。

大正二年は田畑共に豊作で、田作は平年より二、三分の増収であった。畑作の粟は平年より四、五分の増収であった。上地はおよそ一畝一俵に相当した。殊に明治四十一年以来夏大豆作を始めてから、一反歩に五、六俵の収獲があり、蕎麦、唐芋作とも相当の収獲があった。もっとも四十一年以来麦作に夏大豆を間作し、夏大豆作に粟を間作し、一枚の畑に三作をするようになった。粟作は大豆間作収獲が多く大豆に肥料分があると聞く。

また養蚕の発達に従い、桑畑が非常に多くなった。明治三十五年以来、田畑共其の肥料は骨粉、燐酸、油粕、大豆粕、堆肥、刈り敷等で、また畑の近辺に溜肥等をなし、時々肥料を施して怠らぬようになった。それで昔にくらべると、田畑とも土地が肥え、収獲も多くなったが、これはやはり農事改良の結果であろう。

大正三年、桜島噴火によって、田畑共に不作であったが、五年六年となり、年を経るに従って漸次よくなり、収獲もやや多くなった。

大正六年から米価が騰り、石価二十二、三元となったが七年八、九月ごろから価格が更にあがり石価三十七、

八円に達し、都会では白米一升五十銭であったという。このように米の騰貴と粟、大豆、蕎麦その他穀類など平生の倍の価格になった。古老たちもまだ聞いたことのない高価であった。それで地所の価格小作米二斗五升入一俵の価格が百円、百五十円ないし二百円、畑地も百円内外になった。その他諸物価の騰りも皆倍数であった。これは当時欧州に起こった第一次世界大戦のためであった。

大正八年は田畑諸作物成熟が不充分で収獲は七年よりは減少した。唐芋、大根等、ややよろしく、米価は年々あがり、石価五十円内外、白米一升六十銭内外、大豆石価三十円内外、粟石価二十円内外、その他穀物総て倍の価格であった。それで田畑山林等皆高価になり、田地一俵取り二、三百円、畑地も同様であった。

大正九年は田畑諸作前の年と大体同じくらいであった。穀物の価格は春期までは、前年のように高価であったが、夏秋になってから非常に下落し、米の石価二十五円、粟同十二、三元となった。その他の穀物もまた同様であった。土地の価格もまた下落した。

大正十年田地はよく出来て収獲が多く、畑地陸稲も良好で、粟は不作、麦大豆は普通、蕎麦は非常な豊作であ

った。蕎麦は桜島噴火後不作であったが、本年になつてこのような豊作となり、農家は愁眉を開いた。米の価格は昨年よりはあがり、年末になると石価三十八、九円ないし四十円に及んだ。雑穀の代価は九年と同様であった。本年二、三月は米価が非常に下落し、石価二十四円内外、粟石価七、八円その他雑穀同じく下落した。それで農家は非常に困難した。

大正十一年田地は稲はよく出来たが、実収は思うようになつた。畑地は粟、蕎麦、大豆、麦、陸稲等非常によく出来て、収穫が多かつた。しかし価格は大いに下落し、年末に至り米石価二十円内外、粟石価六円内外、蕎麦石価八、九円、大豆十円内外で、農家は諸税の膨張と物価の高値に比べ収支が償わずはなはだ困難した。

大正十二年田畑とも稲はよく出来たが、昨年と同様、実収は少なかつた。年末から十三年に至り、米石価三十円余、粟同八、九円、蕎麦、大豆同十円内外であつた。麦同十円内外で、十一年よりも景気がよかつた。

大正十三年は十月七日の暴風のため、田地は二、三分、畑地は、粟、蕎麦七、八分、陸稲二、三分、唐芋半作の損害、里芋、大根は満作であつた。それで来年は農家は困難するだろうといわれた。米石価三十五、六円、

粟、蕎麦石価二十円内外、大豆同十五、六円であつた。また金融面も不景気であつた。

大正十四年裸麦、小麦共非常な満作で、裸麦石価十二、三元、小麦同十四、五円であつた。米、粟、蕎麦、唐芋、大根皆満作で、収穫が多く、農家は満足した。それで米石価三十二、三元、粟、大豆、蕎麦等石価十五、六円であつた。

大正十五年、田地は夏秋害虫が発生し、二、三分の損害があつた。それで米質が悪く、平常二、三等米となるものも四等米となつた。畑地では粟、野稲、蕎麦等十月の早霜により非常な損害を蒙り、収穫は至つて少なく、また所によつては全く霜害がなく、諸作とも非常に収穫があつたという。米価は石価二十八、九円で、粟石価十円内外、蕎麦石価十一、二元あつた。

岩川村

(永田日記から)

明治四十年二月、白米一升十四錢、玄米一升十三錢三厘

厘、八月十日、モチ米一升十五錢、並米一升十四錢四厘

明治四十年五月の米の種類

赤江戸、神力、天神、白藤、赤餅、安菜、高城

明治四十年五月二日 カミツミ五錢、煙草十錢

(明治四十四年現在の記録—松田の木原家資料)

①岩川村の土地田三八四・四反 畑一八五六・一反
 宅地三四三、四一九坪 山林五三七・四反 原野四二
 九・八反 其他 二〇反 合計三、二〇七・九反 宅
 地三四三、四一九坪

②農家戸数及人口

專業農家戸数 自作七三三戸 人口一、〇六五人 自作
 兼小作三六九戸 人口一、八四五人 小作二六六戸 人
 口九三三人 計一、四六八戸 人口三、八四三人
 (戸数合計は不符合であるが資料のまま記載)

自作兼業は三六九戸 人口一、四七六人 自作兼小作兼
 業五三四戸 人口二、四六一人 小作兼業五一六戸 人
 口一、〇六五人 合計で自作兼業一、二〇二戸 人口二、
 五四一人 自作兼小作九〇三戸 人口四、三〇六人 小
 作七八二戸 人口一、九九八人 総合計で戸数二、八八
 七戸 人口八、八四五人

③農産物

	作付反別 (反)	収 穫 (石)	価 額 (円)
米	五八一・一	一〇、四四二・四八	五九一
麦	三〇一・五	二、二〇六	一六、一二四
大豆	一七九・一	一、八五七	一六、七二三

	粟	蕎麦	甘藷	其他
計	三三五・〇	三五四・〇	三三六・〇	八五五
石数(石)	一、六七五	一、〇六二	一、一七六	(貫)
価 額 (円)	一一、七二五	八、四九六	四七、四〇〇	一三、四二五

④牛馬(単位—頭)

牛 二二八 牝 六六三 計 八八一
 馬 七九 牝 九九九 計 一、〇二八

⑤家禽

羽数及個数 価 額
 鶏 四、四八〇 四四八円
 成鶏一羽価格一〇銭 卵一錢五厘

⑥養蚕

	春 蚕	夏 蚕	秋 蚕	計
石数(石)	二五〇	二二	一五〇	六二〇
価 額 (円)	九、七五五	八〇五	五、五六一	一六、一二一

⑦果実

樹数 七、六六八本 数量 三、九一二貫
 価格 一、〇二八円
 ⑧自作地小作地反別

自作地(町)	小作地(町)
田 一四三・八	二五七・五
畑 七四四・四	一一一〇・一

⑨賃金(単位―銭)

日雇 四〇 大工 六〇 土工 五〇
 木挽 六〇 石工 八〇 屋根葺 五〇
 左官 八〇 畳刺 五〇

月野村

(中内伝左エ門日記から)

「中内伝左エ門日記」には物価がくわしく書きこんで
 あるが、その中から単価のわかったものを抜粋した。

明治三十七年一月廿日

白砂糖一斤代廿六銭

明治四十三年五月十四日(鹿児島市にて)

ビール廿八銭、白砂糖二十一銭、新聞代二銭 人力車十四

銭

同年六月二十五日

理髪代八銭、ソバ代三銭、足袋廿一銭、ハガキ三銭、ラム
 ネ四銭 馬車代十八銭(末吉から都城迄と思われ) 馬車
 代三十五銭(都城から岩川迄と思われ) 下駄代四十五銭
 大正五年十月三十日

都城丸一旅館宿料七十銭、都城より岩川迄の馬車賃三十八
 銭。岩川より月野迄馬車賃一円也塵紙四銭

大正六年五月廿五日

岩川から牧ノ原迄馬車賃四十銭、牧ノ原から国分停車場ま
 で四十五銭、国分から鹿児島迄汽車賃三十銭、電車賃三銭

大正六年五月二十八日 電車賃五銭

大正六年六月九日

鹿児島島の理髪代十五銭、はがき三銭

大正六年十月十四日

福山牧ノ原間馬車八十銭、牧ノ原岩川間馬車賃一円六十銭

岩川月野間馬車賃一円

大正七年四月十四日

岩川より牧ノ原間馬車賃一円、牧ノ原国分間馬車賃九十六

銭、ブリー尾代五円九十銭

大正十二年三月廿五日

日雇賃一日八十銭

昭和四年三月八日

肉二斤九十銭 三月十一日肉二斤八十銭

大正中期から昭和初期にかけて、肥料商が発展し、農家は肥料を多く使うようになった。肥料代はたいいてい農作物の収穫の時に支払う場合が多く、不作であったり、家庭に病気や冠婚葬祭などがあると、支払いが思うようにいかず、これが負債となっていくのであった。そして田畑を手離さなければならぬ者もあった。

終戦後農地改革によって、小作料の物納は禁ぜられ、金納制になった。金納は石当たり七円五十銭であった。これを契機に農地委員会が主体になって、文書契約が相互に取り交されることになった。二十六年には田畑上下を問わず反当一律に六百円に改正され、三十年には小作地の全筆について、各筆調査を行い、採点基準に基づいて、一級地から十五級地に分類し、全国一斉に統制がなされた。それは次のような基準であった。上田一反当、一、四一〇円、中田、九九〇円、下田、五七〇円。上畑一反当、八六一円、中畑、五八八円、下畑、三一五円

(農林統計から一月野村から郡役所へ報告)

大正五年

①農家戸数及農業人員

兼業	専業	兼業	専業
計	計	計	計
五六五戸	四五二戸	一、〇六六人	八三九人
一三三戸	四五二戸	三五〇人	八八人
一、〇六六人	人員男七一人	一、〇六六人	女七五一人

②自作及自小作人員

自作 三五〇人 自作兼小作 一、三五五人

小作 二〇〇人 計 一、九〇五人

③耕地作付及不作付反別

作付田 二、一〇〇反 畑 九、一二〇反

計 一一、二二〇反

不作付田 一〇反 畑 三〇反 計 四〇反

④自作地及小作地反別

自作地田 九八〇反 畑 四、三二五反

計 五、三〇五反

小作地田 一、一三〇反 畑 四、八二五反

計 五、九五五反

田畑一反の当時の価格は上田四〇〇円、中田二五〇円、下田八〇円、上畑一〇〇円、中畑五〇円、下畑一〇〇円

が平均の相場であった。

⑤農産物の生産高

⑥食用及特用農産物

種目	作付(反)	收穫高	価格(円)	単価(銭)
大豆	一、四三四七	一、〇七六石 四石	九、六八四	九〇
小豆	一、六八〇	二、三五二石	一一、七六〇	一〇〇
そば	一、一二〇	六、一六石	三、六九五	五〇〇
甘藷	一、一二〇	四〇、三二〇貫	八、〇六四	六〇〇
菜種	一、四〇〇	八、四〇〇斗	一〇、〇八〇	一、二〇〇

種目	作付(反)	收穫高(石)	価格(円)	石当価格(銭)
水稲	一、八九〇	二、八九二	六〇、七三二	二、一〇〇
水稲	二二〇	二〇六	四、二二三	二、〇五〇
陸稲	一、五〇〇	一、三五〇	二、四三〇	一、八〇〇
計	三、六〇〇	四、四〇七	六七、三八五	一、〇〇〇
裸麦	一、八〇〇	一、四四〇	一四、四〇〇	一、〇〇〇
小计	二、五〇〇	一、八六〇	一九、〇二〇	一、一〇〇

なお園芸作物として白菜、馬鈴薯その他、果実類は温州、紀州蜜柑、ネーブル、夏橙、柿など自家用として生産している。

米穀検査

大正三年六月、鹿児島県令第三十号雑穀検査規則が出て、はじめて雑穀の中の主要な麦、大豆、菜種、蕎麦に対して輸出検査が始められた。

大正七年五月二十三日（六月一日から施行）鹿児島県令第一六号で検査規則が改正され、玄米、白米、粳、大麦、小麦、裸麦、精麦、大豆、菜種、蕎麦がこの規則で取扱われ、雑穀に対してもこの時から生産検査が行われることになった。この頃の米穀の等級は、甲一等紫色一線、乙二等青色二線、丙三等黄色三線、丁四等黒色線、戊糠色不合格赤色。粳は紫色一線で、米一等と同じ。

大正時代の米種は、白玉（酒造用米で、米粒の中に目がありきれいであった）、雄町（白玉系の米）、神力（粒が小さい）等があった。

品評会

東贈嶽南諸県郡では明治二十七年十月廿二日第一回東贈嶽南諸県郡評会を開催した。その品評会出品奨励委員

を月野の中川藤右衛門が嘱託された辞令がある。品評会長は稲垣重節とある。時の東贈嶽南諸県郡長であろう。

なお、中川藤右衛門は第三回品評会の時は、煙草審査員に選任されている。品評会の内容はわからないが、第三回は物産品評会となっており、煙草も含めた農産物であったことだろう。

農業技手

明治三十年ごろから各村に農業教授人を聘用することになった。農業技手である。恒吉村ではこのころ始めて肥後国鹿本郡田底村の人で高宗太三郎という人を聘用した。高宗の後、工藤米蔵（志布志）、三角（西方）、築川（大口）、新宅（在所不知）をそれぞれ雇用したと記録にある（勝目文書）。

二 農業の推移

米価の移り変わり

米価は農家にとっても消費者にとっても生活を左右する指数の一つである。幕末から平成までの米価の移り変わりに時代の流れが感じられるが、極端な食糧不足の終

田植えの変遷

戦後、昭和二十年以降の急激な上昇と生産過剰による六十二年以降の米価引下げが注目される。

明治三十五、六年以前は田植えに綱等を使用せず、だいたいの見当で五、六寸間隔に苗を植えていたため、各人各様で不揃いであった。皆並んで植えている最中、端の人たちが早く植え終

東京における白米10kgの小売価格（食糧庁資料）			
幕末	(一石) 5円52銭	35	870円
明治1	55銭	40	1,125円
5	36銭	43.10	1,520円
10	51銭	47.10	1,600円
15	82銭	49.10	2,100円
20	46銭	50.9	2,495円
25	67銭	51.9	2,740円
30	1円12銭	52.9	3,000円
35	1円19銭	55.2	3,235円
40	1円56銭		
大正1	1円76銭		
県における小売価格(10kg当り)			
5	1円20銭	昭和57.11.1	3,490円
8	3円86銭	58.11.1	3,530円
11	3円4銭	59.2.15	3,650円
15	3円20銭	59.11.1	3,680円
昭和5	2円30銭	60.11.1	3,820円
8	1円90銭	61.2.1	3,910円
10	2円50銭	62.12.16	3,765円
14.11	3円25銭	平成1.2.10	3,700円
20.12	6円00銭		
21.3	19円50銭		
21.11	36円35銭		
22.7	99円70銭		
22.11	149円60銭		
25	445円		
28	680円		
30	845円		
(松山食糧事務所資料)			

り、真中の人の後まで植えふさぎ取り残してしまいう悪戯もやったりしたものである。

苗床も切り上げ床としないで、一面をならして大根葉をならべ、田下駄で踏み込んで基肥とし種籾を播いていた。

田植綱が奨励され使用されたのは明治三十五年ごろか



田 植 え 風 景

らであったが、綺麗ではあるが面倒で手間がかかるので、使用したがらなかった。その後日露戦争以後苗床も切り上げるようになった。苗植えは次の方法によった。

(1)もみつけ法

骨粉と鶏糞をませ、糞尿をかけ腐熟させたものや骨粉等を桶に入れ、水でこねておき、苗を取ってその根にもみつけ、その苗を舟(約一尺×二尺の箱)に載せ、舟の上の苗を取りながら植えていく方法

(2)から取り

苗を取る一週間くらい前、水を干して苗に前記肥料をふり、その泥とも、苗をとって舟に載せ、これを植える方法

以上二通りの方法によったが、大体一升播きに三合の肥料割合を保った。糞尿を使った肥料は米が汚いとか、又は不幸が起ると言われて使わない人たちもあった。

水稻の実植えもあったが、これは主として新田等泥のかたい場所に応用した。これは畝を立て、堆肥と種籾を切りまぜ、畑作の要領で播いていったものである。

植え田に対する肥料の全面撒布は、その後行われるようになったが、そんなことをしたら草も育てることになると笑ったものである。

田圃の基肥には草を鋤き込んだり、畑に大根葉を植え、田に鋤き込んで、これを基肥としたりした。れんげを基肥として田に栽培し出したのは昭和の初めからであり、畑には大根葉にかわり菜種が奨励された。

綱植え、はしご植え、ご植え等その道具によっても色々植え方があるが、地区によって道具はまちまちである。田植えはしごは三角柱状のものもあった。これらはいずれも田の一边から片付けて植えるが、その外、主として小さい面積の田圃で行う方法として、廻り植えの方法もある。これは田の中央に綱等で一列植えて、後はその列をぐるぐる廻りながら見当で植えるのである。

株間の取り方はだいたい六寸、七寸程度の間隔であったが、田車が除草機として奨励されたころから株間が広くとられ出した。昭和二十七年ごろから一尺×五寸の条作付けが多くなった。

除草は手取りで行ったり、田車を使用したりして通常三回取るが、昭和三十六年ごろより二四Dその後PCP等の除草剤を使用し、労力の軽減を計る人が多くなった。二期作は戦後一時奨励されたが、労力、病虫害等の関係で数年後すたれた。

また台風を避けるため、同時ごろ早期米も奨励された

が苗床の時期が寒く手間がかかり、また鳥虫害等の関係で一時的なものであった。

戦後病虫害や除草に対する薬剤の進歩は大きく飛躍し、農家の労力を軽減したが、更に経済成長に遅れをとらないため合理化、すなわち省力栽培を目的として昭和三十八、九年ごろから直播栽培に対する試作も一部の農家で行われた。

註

田下駄……苗床に大根葉を踏み込むため約一尺×七八寸の下駄を造り歯高一寸五分くらいの歯を四枚位植え、鼻緒をすげ、また手でも加勢するためかすら等で結び、手で引き上げられる様にしたもので、大正末期ないし昭和初期まで使用した。

農業の改善

月野は明治二十四年志布志から分村独立した時は、ただ土地を分轄しただけで、財源となるものはほとんどなかった。明治二十九年、蔵岡武吉が三代村長として就任してから、農業の改善をして、村民の負担力を増すことに着眼した。三十年ごろに熊本県から中川治作という技手を招聘して営農指導に当たらせた。

明治三十年ごろから三十五年ごろまで

便槽は従来木樽であったが、タタキで造るようになり奨励した。

また農業の改良について、水稻の植え方は従来「廻り植え」で、真中から後退りに廻りながら植えていく方法であったが、これを正条植えに改めた。又苗代は田圃に全面的に散布していたのをこのころから短冊型の苗代をつくるようになった。

鋏も改良され、肥後鋏が使われるようになった。又蕃を作ったり、苧のかわりにネクブクを作った。

害虫駆除のため、水田に油を入れることも取り入れたし、骨粉も使用するようになった。骨粉は植付けの時、苗の根にもみつける方法によった。

種子の改良については有芒種から芒種に変わったが、従来の江戸種から雄町、神力等品種が植えられるようになった。

明治三十六年ごろから三十九年ごろまで中川技手に代わって土屋技手が営農指導をした。

種子の交換を盛んにした。志布志金剛寺住職暉峻普瑞も種子交換、正条植え、農器具改良に力を尽した。

稲こぎは従来の金クダから千把コギが導入された。また、山鋏が改良され狭幅のものから広い幅のものが入った。

た。鋏は柄鋏から平鋏になった。臼は木臼に機械を使用、機械臼も入った。

明治四十年ごろから、田の植付に三角杵を使用するようになった。月野広津田の崎田雄吉が伊佐地方から、三角杵を持って来て使用したが、この地方にひろがった。昭和三十年ごろまでほとんどこれが使用された。その後並木植えになった。

大正時代

鎌は従来のモロ歯ばかりであったが、このころから片歯がはいって来た。藁切は台切りであったのが、金具を使った切り通しになった。

昭和時代

昭和のはじめは「白玉」「神力」などで、「雄町」は「白玉」の中に入った。昭和十四、五年ごろはほとんど「神力」であった。

雁爪から八反雁を使用するようになった。

昭和二十年ごろから甘藷の高ウネ栽培が行われるようになり、二十七、八年ごろから甘藷の苗床を催芽床に変えた。

三十八、九年ごろから地床にエチエレンを使用の苗床を作るようになった。

昭和二十二、三年ごろから化学薬品の駆虫剤が出来るようになった。噴霧器を一般に使用。

昭和三十年ごろから動力脱穀機を使用するようになった。

昭和三十八年ごろから、除草薬剤、耕耘機、カッターを使用するようになった。(岩永藤三氏調)

明治年間には水稻の「赤穂」「白穂^{しろほ}」をつくっていた。赤穂はからも赤く毛があった。白穂は白い毛があり、もみも白くしていた。

明治三十年から三十五年ごろまでは田の植え方は雑植えであった。

大正のころは「雄町」「こぼし」などをつくった。「雄町」はうまいと言われ、「こぼし」は御飯にたいいていみると言われていた。また「かばしこ」という米は、御飯がかんばしい米であった(森山時磨氏談)。

水稻多収穫競争会

米の増収は品種改良や稲作技術の向上により次第に実効が上がったが、これと平行して競争会なども行われた。

全国規模のものは昭和初期から行われたようである

が、財団法人富民協会と毎日新聞社主催で国の協賛による多収穫競争会に、岩川町浅井実行小組合(代表永田栄吉以下十六名)が昭和六年十月出品し、全国一位となった。

これは一〇a当たりの収量を競うものであるが、小組合員の米沢市右衛門と隣り合っている永田正右衛門の両方の水田を合わせて一〇a出品した。品種は旭神力で植方は一本植えであったが、一〇a当たりの収量は六石五斗九升八合二勺で優勝したのである。農林大臣賞や副賞を受けたが、その後、例年五月初めに行う溝さらえ作業には当時賞品として貰った大黒様とねずみの像に焼酎を供えて水神祭をしている。また当時鹿児島小唄が流行したが、この替え歌も歌いつがれ五穀豊饒を祈っている。

ホノボノト 四国九州併せてみたら

米のとれるは 鹿児島の島

さてさて鹿児島浅井はよかとこ

ソイジャソイジャソイジャ

ガッツイソイジャナー

県主催による農民祭

昭和三十六年十二月二、三日の両日岩川小学校で開

催。各種展示会、農事講演会のほか、郷土芸能コンクール、人形劇、NHKの公開録音など多彩なプログラムで賑った。郷土芸能コンクールは、県内各地から郷土色豊かな踊りが披露された。審査の結果、大隅町鍋部落の「ベブ（牛）踊り」が優勝した。

青年建設班

自家経営に志す青年に農業経営に必要な知識、技能を磨き、社会人として教養を高めるため、昭和三十三年から三十五年まで三ヶ年間、毎年一月から三月まで、合宿訓練を行った。資格は中学卒業後、二十五歳までの男子で、人数は三十名ないし四十名であった。建設班の場所は今はもう総合庁舎の敷地の中に包含されてしまったが、そこに旧税務署の建物があったので、それをあてた。班員は全部合宿で、朝六時半起床から夜十時の消灯まで外出もなく起居を共にし、県の農政担当者、県立図書館長、町技術員、農協長その他の指導を受け、実習としては町有林下払、植栽、発動機の分解、農機具の修理、測量の仕方などを習得、時には他町の建設班と交歓することもあった。

町総合共進会褒賞授与式

一年間米づくりや甘藷づくり、町道の補修作業、納税などにすぐれた功績のあった人たちが、部落を表彰し、また一年間をふりかえってこれからの努力目標、新しい農業経営の道しるべとしていくことを目的として、大隅町では、大隅町総合共進会褒賞授与式を昭和三十年から実施して来た。授与式は毎年度末三月に、部落振興会長、来賓など約五百名出席して、盛大に行われた。

農業関係では、その年実施した水稲早期増収競争会、普通水稲増収競争会、堆肥増産品評会、甘藷六人グループ増収競争会、幼木茶園品評会、甘きつ園品評会、蚕繭共進会など、土木、税務関係では道路品評会、納税奨励規定による納税成績など、各部門にわたり慎重に審査する。

部落の総合成績は、戸数三十以上の部落をA組とし、戸数三十未満の部落をB組として総合成績で順位を定め、地区振興会では地区総合成績によって順位を定め、それぞれ優勝旗を授与した。

しかしこの町総合共進会褒賞授与式は、急速に近代化する農業経営のあり方からみて、この共進会を今後続け

ていくことは適当でないので、昭和三十五年度で中止された。

農家の減少

農産物の過剰傾向に加えて農産物輸入自由化の波が農村を取り巻く状況の厳しい中で、農業経営の困難さから農業からの離脱、ないし兼業化がみられるようになってきた。

昭和三十年当時の農家戸数は三、六五五戸で、このうち専業農家二、五九四戸、七〇・九％であったが、四十年には専業農家減少し、三九・五％になっている。

五十年の農家戸数は三、一〇五戸、五十九年は三、〇五〇戸となっている。この中で専業農家は三〇・五％と減少している。農業主体の兼業農家は二六・五％農業を副業とする農家四三・〇％。

耕地面積は町村合併当時から三〇年間に水田一一三ha、普通畑は八五〇ha減少している。

農家就業者は昭和三十年一〇、〇三七人、四十年九、〇九四人、五十年七、八九四人、六十三年四、三九五人と減少している。

樹園地は一二〇ha増加（これは茶園）、改良草地は肉用

牛の振興に伴い、二四〇ha増加している（「町制三〇年のあゆみ」より）。

農機具

農機具が大隅町に入ってきたのは昭和三十年ごろからである。笠木の和田先雄は農機具に興味があり、三十年ごろ耕うん機を末吉の井関農機から購入している。三十五年ごろにはトラクターを購入したが、当時都城の農機具店になくて鹿屋から購入した。バインダー（稲刈機）を購入したのはトラクターの少し後からだ。稲刈りから脱穀まで一貫作業のできるコンバインは四十五年ごろ、田植機が四十七年ごろの購入となっているが、これらが見たい町内に導入された種類別の時期と思われる。

なお四十五年には、町内に田植機六台、稲刈機二四台が商店や農協から導入されている。

自動脱穀機は農協では三十六年ごろから取り扱うようになったが、個人のはそれ以前もあった。

牛馬による耕うんから、手作業による労働から、農業は機械力へと変わってきたが、そのため役牛馬から肉用としての畜産へ農家経営も変わってきた。

六十二年には田植機一、四七七台、稲刈機一、七六五台の保有となっており、水田農家各戸一台平均保有していることとなる。

農機具の種類は耕うん機、テトラ（小型耕うん機）、トラクター、バインダー、コンバイン、動力噴霧器、ミスト機（兼剤散布）、カッター、田植機などの他、トラックも運搬用として欠かせない。

これらの農機具は次第に多機能化し、また大型化してきたが、購入資金は農協の場合、近代化資金など制度金融に頼ることが多いが、資金が多額になり経営を圧迫するようにもなった。

大隅町農業用機械センター

農業が畜力や人力を主体にしていた時代から脱却して、農業機械による生産力の向上を図るため、町では昭和三十九年九月七日、月野に農業用機械センターを設置した。約二九八 m^2 の格納庫にブルドーザー一台、ホイールトラクター五台、茶中刈機一台を入れ、直営事業の他、農家の委託にも応じた。

四十年にはブルドーザーで岩川中学校の校庭拡張や花白の農業構造改善事業の基盤整備事業に着手し、面積

四一・四haと農道三、五一〇mを整備した。ホイールトラクターでは個人委託による耕地の耕起砕土、甘藷掘取りなど多種の作業をしているが、四十年度の委託者は六四三人、延べ面積は二七〇haとなっている。

四十六年度に格納庫を拡張、五十九年度に洗車機一台を購入した。

六十二年現在、職員三名（係長一耕地課係長兼務、農業用機械運転手二名）で、年間一、八三六時間稼働し、使用料及び手数料として八、二五一、四六〇円を上げているが、最近農家にも大型農業機械が購入され、需要は発足当時ほどではないものの小規模農家などからの委託が多い。

使用料は種別に時間当たり使用料が決められており、六十三年度においては各作業とも時間当たり四、二〇〇円以内であるが、茶中刈作業は六、二〇〇円以内となっている。

航空防除

農作業の病害虫防除は農家にとっては欠かせない労働であるが、個々に散布すると期日がまちまちで効果が薄く、共同防除の方が効果が上がる。一方、直接農薬を散

布すると、散布者は健康を害する危険があり、経営軽減のためにも航空防除がより効果的でまた安全であることが確認されている。町では昭和五十年年度に水稲を対象に笠木原の三〇haを試験散布した。その後散布面積散布地域を拡大し、六十年年度笠木原全地域（七二・八ha）、恒吉地区（一〇八・四ha）、六十一年度柳井谷地区（三四・四ha）、月野地区（一一〇・三ha）、菅牟田地区（五五・九ha）、六十二年中大谷地区（五一・八ha）、六十三年



航空防除

度上荒谷（二〇・二ha）、大迫地区の八地区に航空防除組合が組織され、事業主体として活動している。

六十三年度実績は事業費二三、四一四、〇〇〇円、散布面積五二六haで水田面積九五・一haの五五％となる。将来畑作物の病害虫防除にも利用出来るよう検討中である。このため航空防除の組合の協議会を結成したが、町協議会長は前田毅である。地区を八地区に分けているが、関係者は一、五〇〇名となる。

三 農作物

甘 藷

本町における甘藷栽培は藩政時代から行われていたが、台風や干ばつに強く、やせ地でも容易に収穫できるので救荒作物としても利用度が高かった。

栽培方法は鋤でうねを切り、苗を挿し覆土する方法で簡単に根付くものであった。また草取りはつるを裏返しながら取っていった。その後栽培方法は段々改善され、畜力による高うね作りが取り入れられ、鋤利用から高うね作り専用カルチベーターが使われるようになった。

甘藷は食糧や飼料、焼酎、でん粉等に利用されたが、

大太平洋戦争前から戦中にかけてはガソリン代用のアルコール原料としても重要な物資で、昭和十六年には諸類配給統制規則が公布された。戦時中、増産は至上命令であったが、労力不足や肥料不足など管理が行き届かず、反収二〇〇貫ないし三〇〇貫程度であった。

戦後も食糧不足により、主要食糧として食糧管理法の適用を受け供出していたが、二十五年に至り統制は撤廃された。しかし災害に強く、換金作物としても有利であり、県や町村も甘藷奨励のため品評会や競作会等を行い、一方栽培技術の向上もあったので、作付面積、収量共年々伸びていった。二七、八年ごろには畑の総面積二、六〇〇haのうち約七割に及んでいる。生産された藪は澱粉用、アルコール用として販売し、農家の大きな収入の一つとなった。品種は農林二号が最も多く、ありあけいも、農林三号、げんちなどである。反収においても二、〇〇〇kg—四、〇〇〇kgに達したがコンスターチの輸入、砂糖の自由化等で、栽培面積は四十年ごろから減少し始めたので単に澱粉用のみでなく青果用、加工用としての栽培に転換した。

なお澱粉工場については、戦前月野に工場が一つあったのみで戦後最盛期には農協澱粉工場三、民間工場四工

場が操業していたが、澱粉需要の減と公害施設等の強化により工場閉鎖が相次ぎ現在農協澱粉二工場を残すのみとなった。

昭和四十五年ごろから農業用ビニールの普及によりマルチング栽培を取り入れ、六十三年度では栽培面積七二haのうち九六%がマルチ栽培である。なお種いもは栽培農家が個々で保管していたが、病害や天候に左右されることが多く良質の健苗を得ることが困難であるため、電熱利用によるキャリング倉庫を大路・新城二部落で四十一年に初めて施設した。これによって催芽貯蔵を行い健苗育成に努めた。施設は建坪八坪であったが、年次毎にグループや農協で施設を作り、六十三年度一七棟、種子藪の貯蔵量六、八九一ケース（一ケース当たり二〇kg）育苗本数七〇〇万本を見込んで町内の甘藷栽培面積の確保に努めている。なお育苗については農協育苗センターにより、七〇〇万本を育苗し、農家に有料で配布しているが、個人で育苗している農家もある。

青果用、加工用甘藷について、市場性の高い良質の甘藷を長期的に消費者の需要に応じて、出荷出来るように貯蔵するためグループや農協で貯蔵庫を設置した。貯蔵庫施設は山の斜面、畑地の高土手等を利用し幅二m、高

さ二m、奥行一一mの壕を掘り、その中に二〇t程度の貯蔵を行うものである。又戦時中の防空壕を利用して貯蔵しているグループもある。五十六年一三基四二名、五十七年四基一七名が一七グループで利用している。シラス蔵している。関係町村の大正年間の甘しょの栽培面積と収量は次のとおりである。

町 村	大正		五 年		大正		八 年	
	栽 培 面 積	収 量	栽 培 面 積	収 量	栽 培 面 積	収 量	栽 培 面 積	収 量
岩 川	二、九二七	一、〇四〇、四〇〇	三、三〇〇	一、〇四九、四〇〇				
恒 吉	一、八五〇	六〇〇、〇〇〇	二、三二〇	六九六、〇〇〇				
月 野	一、一〇〇	四〇三、二〇〇	一、四〇〇	五〇四、〇〇〇				

(注) 「曾於郡統計要覧」による。単位は面積＝反、収量＝貫

菜 種

農家では生活の必須作物として米・麦に次ぐ重要な作物として栽培した。特に大正・昭和の初期には現在までの直播栽培から苗を育てて移植する栽培に切り換え、また施肥法の改善等を行い、面積、生産量共に増えて来た。その後自家用から重要な換金作物となったが、太平洋戦争が始まると政府の食糧確保の必要から、米麦に重点がおかれ、また労力、肥料の不足等で栽培面積、生産

量とも減少した。

終戦後、主要食糧として供出の対象となり、政府買上げとなったが、二十八年には農産物価格安定法も制定されて、菜種作物の安定が期せられた。三十年には栽培面積一、〇三二ha、生産額四七、一二八千円と水稲・甘藷について換金度の高い作物となったが、高度成長期に入り農村の労働力不足、外国産農産物の輸入、連作による菌核病等の発生により障害を受け、四十年には面積で六

一八ha、五〇年には四七ha、六三年には三haを栽培されるのみとなり、外国産輸入品の影響をうけている代表的な作目である。

菜種栽培の推移（大正八年現在）

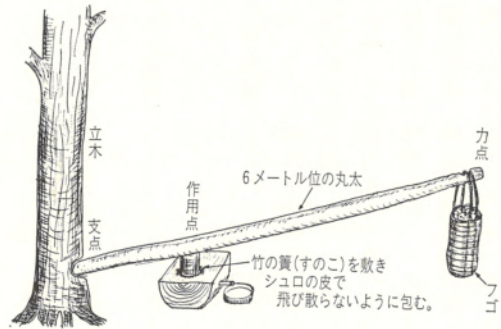
町名	栽培面積（反）	収量（石）
岩川町	一、四五〇	一、三〇五
恒吉村	七四〇	三六九
月野村	一、六〇〇	一、〇〇〇

合併後の菜種栽培の推移

年	作付面積（ha）	生産量（t）	生産額（千円）
昭和三十年	一、〇三二	一、三七〇	四七、二一八
昭和四十年	六一八	一、一〇〇	五八、九二八
昭和五十年	四七	六四	一六、五一二
昭和六十三年	三	五	一、二〇三

（資料「大隅町制三〇年のあゆみ」）

菜種油は、明治から昭和二十年代まで農家が共同で搾



なたね搾油の図

油した。搾油した油は食用として貴重なものであったが、灯火用として用いられる家もあった。昔の搾油方法はてこを利用する方法がとられた。六mくらいの丸太の先端を支点にする。

一方、大木に菜種を三升くらいを入れる穴をくり抜き菜種を入れ、支点近くにおいて作用点とし、他端を人力やフゴ（小縄などで編んだ入れ物）に石など入れて力を加え搾油する方法である。この後、ネジ式の搾油も一時

流行したが、搾油工場に依頼する方法が一般的となった。菜種一畝（五〇kg）持って行くと油一八ℓが貰えた。また油粕も貰うと油が減らされるか、加工料がふえた。搾油は精米所などで搾油するところもあった。

てん菜

てん菜は寒地の適作であるが、国内甘味資源の自給強化のため、暖地でん菜が注目された。県では昭和三十一年から試験栽培に取り組み、三十四年度からてん菜の普及に乗り出した。そして県内において比較的農業経営面積の大きい曾於、肝付の両郡を普及拠点とした。

大隅町では三十五年度から奨励することになり、爾来、ビート振興会を結成し、実地研究会を開くなど技術の向上をはかった。最初の昭和三十五年度は七町歩であった。冬作物は麦とナタネがほとんどで、収入が不安定であるが、ビートは価格が安定している。ビートの茎葉は、家畜飼料として価値が高いうえ、深根性多肥作物で堆肥が必要であるからあと作がよくできるということであった。

三十六年度県のとん菜増収競争会で、丸野栄徳は農林省振興局長賞を受け、五アールの部で優勝した。反収五

〇三五kg。

三十七年度でん菜まき付けは栽培農家が増加し、去年の四倍近くも増加した。てん菜は反収二tあれば採算がとれるといわれているが、去年は平均反収が二・二tあった。

てん菜栽培面積は次のように毎年増殖されていたが、昭和四十一年度になって、県知事が栽培奨励を停止したので本町でも終止符を打った。

昭和三十五年（七町）三十六年度（九町八八）、三十七年度（二七町三一）、三十八年度（一九町九三台風関係）、三十九年度（三四町三二）、四〇年度（四五町六二）

工芸作物

大麻については鹿児島県では明治十六年から栽培の改良に着手しており、当時県下には大麻の産地として伊佐郡が第一としていた。町内では大正六年月野村役場の統計によると、大麻二反、収量一〇〇メ、生産高八〇円とあり、黄麻三反、収量一五〇メ、生産高一五〇円、楮は五反、収量二〇〇メ、生産高七〇〇円とあるが、大半は土手や畦幅などを利用して栽培され自家用となっている。

ラミーは大正十三年ごろから栽培されており、太平洋戦争中は軍需用として栽培されたが、労力も肥料も不足していた。戦後換金作物として奨励されたが、昭和二十七年の月野・恒吉両村の統計によると栽培戸数約九五戸、栽培面積七五七aで一〇a当たり収量一一〇kg、生産額約一六〇万円となっている。岩川町は当時の資料はないが、栽培していた古老の話によると約五〇〇aが見込まれていたようである。三十年は大隅町全体で約二二〇〇aとなっている。

品種は白皮種・細茎青心種・宮崎一一二号が栽培され、栽培農家は植付、刈取りはもちろん、機械による剥皮と剥皮の乾燥までして都城の日本繊維工場に共同出荷していた。

その後、次第に化学繊維が発達、栽培面積は減少していったが、三十三年、栽培面積五七〇a、生産額一四二五千円となっており、間もなく栽培されなくなった(志布志町誌、大隅町建設計画資料)。

第三節 農業関係機関団体

一 農業協同組合

昭和二十二年十一月十九日、GHQの要請により農業協同組合法が公布され、農民の自主的協同組織として二十三年、農業協同組合が設立されることになった。なお、これに伴い、従来の農業会は解散した。

岩川農業協同組合

昭和二十三年五月一日から岩川農協が発足した。理事は十三名、監事は三名であった。そして互選によって、組合長川崎克己、専務最勝寺俊一、笠木支部長桂栄一郎と決定した。当時、支部は笠木の外に菅牟田があり、折田に出張所があった。

設立当時の農協役員は任期一年で、翌二十四年改選を行った。理事はやはり十三名、監事は三名であった。役員は組合長川崎克己、専務理事最勝寺俊一、常務東迫秀雄、笠木支部桂勝次となった。

この二十四年五月二十三日に農協建物が焼失し、大き

な傷手を受けたが、従来の大さきの建物を再建した。

この役員は二年の任期で改選になり、二十六年組合長川崎克己、専務東迫秀雄、常務山口長森、笠木支部長桂勝次となった。

農協経営はこの二十四年、二十五年、二十六年ごろが一番困難な時代であった。経済の変動が激しく、農産物価格、畜産物価格も下落、人心もまだ落ち着かず、農協に預金しても、支払いが思うように行かないのであった。

岩川農協では二十五年、農協直営の精米所を、中森園にあった郡の食糧事務所の所に建てた。精米賃が高く反対もあったが、当時は精米所が少なかったので、最初は経営はよかった。しかしそのうち個人の精米所が各地に出来たので、二十八年に精米所は廃止した。そして製茶工場にきりかえた。製茶工場は三十二年迄ここで経営した。同じ農協経営で二十七年笠木茶工場を建設したが、翌二十八年に焼失したので、茶工場は廃止して、その後倉庫を建てた。現在の倉庫である。

二十三年から二十五年ごろまでは、畜協、農協問題が盛んに論議された。これは「畜産家は畜産家だけで農協をつくろう、農協側では畜産も含めた総合農協でいこう」というのであった。岩川では二十三年五月一日農協

が発足したがその年八月には畜協が独立した。畜協の事務所は郡畜連の中に置き、組合長は牧之瀬統、専務は神牟礼益雄であった。こうして畜協では独立の経営をしていたが、牛の値が下がったりして経営が円滑にいかず、二十五年には解散した。

農協では二十五年ごろから畜産振興に力を入れて無畜農家解消を提唱した。これは政府が有畜農家創設資金を貸したので、大分牛がふえていった。そして仔牛を千頭生産する目標をたて、二十八年ごろは六五〇頭になり、五年後には遂に仔牛生産一千頭に達した。

二十九年には役員の改選を行ったが、これからは任期三年になった。そして役員数も理事を九名に改めた。監事は従来どおり三名。そして常勤理事を組合長と専務の二人にした。組合長川崎克己、専務谷川義雄であった。

昭和三十二年四月、川崎克己が組合長に就任したが、十月には辞任した。その後、永田瑞義が組合長に就任、常務理事は谷川義雄であった。三十五年四月の改選で永田瑞義が引続き組合長となり、常務理事も谷川義雄であった。三十八年四月、常務を置かないことになり、谷川義雄が組合長に就任した。

岩川農協の再建整備は昭和三十三年末から実施、五ヶ

年計画で、三十八年整備を完了した。

昭和三十三年に坂元農協を岩川農協に合併する話が出て弱小農協を合併するように中央会からも指導したので、結局三十三年十月十三日に合併した。ひとつには坂元農協を合併することを条件のようにして、再建整備が実施されたのであった。

そこで坂元農協を合併して、その上で資産の再評価をしたところ一、九〇〇万円の赤字になった。これを五ヶ年間に整備する。中央会から低利で融資を受け、これを運営して事業を伸ばした。また整備組合には法人税の免税措置もあった。

利用部は現在の役場の前で、農協経営の製茶・精米をやった。昭和三十三年ごろ、製茶の経営はやめ、専ら組合員の委託の製茶をやった。これは三十八年ごろまでをやめた。精米をやめたのは三十五年ごろであった。

農協青壮年部は、農協運動の下部浸透組織である。農協婦人部は昭和三十三年ごろから各部落に育成した。ところが農協婦人部と地域婦人会とのかみ合わせがむずかしく、殊に町附近では一緒に出来ないで別々にやった。婦人部は購買関係と農協組織の固めのために育成した（昭和三十三年以後は永田瑞義氏による）。

昭和四十年十月、澱粉工場を建設した。

月野村農業協同組合

昭和二十三年月野村農協が発足、初代組合長は平川武敏であった。

終戦後の農協経営はむずかしく、物価の乱高下、粗悪物品の出廻り等により経営悪化し、二十四年度において七百万円の赤字を出した。経営の行詰りを打開し、どう立直していくか総会でもめた。当時岩永藤三は村長であったが、農協の常務理事にもなっていた。平川は辞任したが、その後の理事会で再建のめどがつくまで岩永が組合長をやるようにとの話になり、岩永は自分の考えどおりに処理していつてよいという理事会の承認を得て、組合長に就任し専務理事には松崎太市が就任した。

組合長を引き受けた岩永は、直ちに県庁に行き、農協の行政監査を申し出た。県に行政監査を申し出るののはじめてだと県でも驚いたが、約一ヶ月に渡る監査が行われた。当時は貯金の凍結なども一時的にあった状況であったが、臨時総会を開いて監査結果を報告し、再建策を協議した。二十六年竹山国義が組合長に就任したが体調をくずし退任、後任に若田信義がなった。

二十九年、県中央会から田原弘二を派遣参事として迎え、再度再建策を総会に提案、同意しない組合員は除名することとし、出資金は赤字補てんすることに決定した。当時八五〇名の組合員であったが、この内約三〇〇名が脱退したので五五〇名の組合員で再建に取り組みることとなった。そのころ、農協青壮年部が結成され、その組織も役職員と行動を共にして再建に努力した。若田の後任に当時収入役であった吉岡武夫を組合長に選任、組合員・役職員・農協青壮年部一体となって経営改善に努力した結果、三十四年に赤字解消した。なお農協発足当時からでん粉工場を経営していたが、でん粉事情等の好転も経営内容改善の要因となった。

三十二年、旧野方農協の荒谷地区の組合員が町村合併の関係で約八〇名集団加入したが、四十一年二月末の組合員は八二〇名になった。

恒吉農業協同組合

昭和二十三年農業会を解散し、恒吉農業協同組合が発足することになったが、これを機会に神牟礼地区が独立、恒吉中央農協を創設した。神牟礼地区の区域は神牟礼・清津野・川路山である。また坂元支所も独立して坂

元農協を創設したので、恒吉農協の区域は長江・須田木・大谷となった。

恒吉農協の役員は理事七名、監事三名で、組合長は遠矢長、常務理事は上村武助であったが後、能見忠が就任した。組織は総務部・販売部・購買部・利用部（精米等）であった。

農協では毎年決算は三月、総会は四月末か五月初旬頃開いた。

この頃の農協は米供出はやかましく取扱いに苦労したが、米取扱いに対する手数料はなく、その他農協経営に誠な苦しい時代であった。

坂元農業協同組合

大正三年、恒吉産業組合が発足し、五、六年ころ有限責任の恒吉信用販売購買利用組合に改組されたころ、坂元に支部が開設され、当初個人の家で事務をとっていたが、後になって事務所が設置された。最初の支部長は大脇伊助である。事務所が設置された時は本鍋市二が関与しているが、彼が組合長であったのか支部長であったのか、又は役員であったのか判然としない。支部ができたのは大正五、六年ごろが大正九年三月ごろからの二説に

分かれる。当時浦川内支部といていた。

昭和十九年三月、恒吉農業会に改組された時も支部は存続した。支部長は加治木種義から森山時磨・萩原勸と続く。

二十三年六月十五日、農業協同組合法に基づき、恒吉農業会から独立して、坂元農業協同組合を設立した。初代組合長は萩原勸である。農家戸数約三百戸の農協であったが、集荷した菜種を詐取され経営が悪化したので、萩原は辞職し、村原道雄が組合長となった。経営立直しは小規模農協ということもあり大変なものであったが、健全経営を図るため昭和三十三年十月十三日、岩川農協と合併、坂元支所となった。

恒吉中央農業協同組合

恒吉農業会が解散して恒吉農協が創設された時、分立して恒吉中央農協として昭和二十三年二月五日、神牟礼地区に発足した。しかし農協創設には皆なれていなかった。県農業会の経済部長であった大村繁に設立準備に参画して貰った。

二月五日、創立総会、四月十日県知事から設立認可があり、八月十五日から正式に業務を開始した。当時理事

八名監事三名、組合長山ノ内繁、常務理事豊留一哉。出資金は九万八千円、十二月八日精米所二十坪を建築した。

昭和二十四年五月二十一日恒吉村中央農協総会を開催、役員改選、組合長に大村繁、常務理事豊留一哉就任した。六月三十日精米工場事業開始。十月三十日事務所建築。出資金一萬三千円。

昭和二十五年八月二十二日、組合長大村繁辞任のため、豊留一哉が組合長となる。二十六年九月一日麦つき機購入。二十八年九月二十六日恒吉中学校で農機具展示会を開催した。二十九年五月三日通常総会を開き役員改選を行った。組合長豊留一哉、七月一日農業技術員一名設置（児島技手）、十二月二十五日電話架設。三十年五月三日通常総会、「恒吉中央」と名称を変更した。三十二年四月六日通常総会、役員改選。組合長豊留一哉、創立十周年記念行事を行った。三十三年十一月一日農協共済全戸加入運動実施。三十四年七月十日金庫室新築（四坪）、九月十六日青壮年部結成式、十月三十日農業倉庫（鉄筋建）を建築した（四二坪）。三十五年四月三日通常総会、役員改選。組合長豊留一哉。七月一日恒吉畜産振興会が解散し、畜産の事業は農協に一元化された。肉豚の

預託事業を実施した。三十八年四月三日通常総会、組合長豊留一哉。四月二十日常務理事山下時義就任した。四十年十月十日、新事務所建設着工（六十坪、工事費四八〇万円）、十二月十二日大隅町四農協合併総会。四十一年二月十九日事務所落成式を挙行した。三月一日大隅町農協発足のため合併した。

○組合員数正組合員二四五名。役員、理事七名、監事三名、職員、参事一名、職員十一名。協力組織、部落小組合八、農協婦人部一組合、農協青壮年部一組合、畜産研究同志会一組織。

農協合併

町内の農業協同組合の合併については、経営健全化のため昭和三十八年十二月頃から話が起こってきたが、四十年八月十一日になって具体化し、県、町が仲介役となり、大隅町農協合併推進協議会が設立された。事務局を町役場において合併事務は着々として進められ、十二月十二日には各農協で総会を開き合併を決定することになったが、岩川、恒吉、恒吉中央の三組合は同日決定、月野農協は同日決定せず、十二月十九日に決定した。

こうして合併事務は進められ、四十一年三月一日大隅

町農業協同組合が発足した。

大隅町農業協同組合

新しく発足した大隅町農協は、本部を前の岩川農協に置き、月野・恒吉・恒吉中央をそれぞれ支所とした。又岩川農協の時の坂元支所もそのまま存続した。

合併時の役員、組合員数は次のとおりである。

組合長 谷川義雄 常務理事 能見栄蔵 吉岡武夫
 理事 三〇名（組合長及常務を含む） 監事一二名
 総組合員数 三二九八名（内訳 正組合員 三二八七名
 準組合員 一一一名）

合併前の各農協の役員数、組合員数

農協名	理事数	監事数	組合員数
岩川	九	三	一、七五〇
月野	七	三	八二〇
恒吉	七	三	四八三
恒吉中央	七	三	二四五

合併後の農協運営はインフレの昂進と経済不況、出資不足による自己資本の貧しさから困難を極め、経営に苦しんだが、役員、組合員が協力し実績を積み重ね事業の健全化が進んでいる。

事業の拡大や社会状況の変化、特に交通事情等の変化により、事務所が手狭になったので、旧郡畜産広場であった岩川五五九の一を購入し、昭和五十七年九月二十日総工費四八四、五四六千円で鉄筋コンクリート二階建て事務所を竣工、移転した。

平成元年現在の概要は次のとおりである。

組合員 三二五八名(内訳 正三三二六 準三三二)

役員数 組合長一名 理事一四名 監事五名

組織 企画管理部 金融共済部 農産部 生活部の他

月野・伊屋松・恒吉・恒吉中央・坂元・笠木・菅
牟田の支所と八合原出張所

施設(数字は事業開始の昭和年)

39第二でん粉工場(恒吉) 41第一でん粉工場(上諏訪)

47第二育苗センター(月野) 49第三育苗センター(神牟

礼) 49養豚センター(神掛) 50肥育牛センター(坂元)

52繁殖豚センター(坂元) 54茶集荷施設 55里芋選果場

(別府) 57第一野菜流通センター(伊屋松) 60第一育苗

センター(岡別府) 62第二野菜流通センター(荒谷) 63
生活改善センター(岩川)

以上の他、消費生活センターとして、六十二年九月、Aコープ大隅店を事務所の隣に開店した。

歴代組合長 谷川義雄(昭41・3) 鶴田光二(57・4) 川下一美(60・4)

一 農業改良普及所

太平洋戦争前の農事指導は町村農会の技術員がしていたが、戦時中、農会は農業会に改組された。戦後、農業指導事業は農業団体の機能からはずされ、昭和二十三年七月制定の農業改良助長法に基づく農業改良普及員の制度によることとなった。十月県条例が制定され、一ないし数か町村を区域とする地区制をとったが、曾於郡中部の岩川・松山・月野・恒吉・市成・野方の六か町村で食糧増産技術員七名を各町村に駐在させ指導させた。普及所の名称を岩川地区農業普及事務所といい、十一月から発足した。二十四年、食糧増産技術員を廃し、資格試験制度により登用された者を農業又は生活改良普及員と呼

称するようになった。

二十六年九月、地区制を改正し岩川・月野・恒吉・松山・市成・末吉・財部の七か町村を範圍とする曾於北部地区農業改良事務所に名称も変更、所長制を設け、事務所を末吉においた。

三十一年十二月、再び地区を改め大隅地区農業改良事務所となった。町村別駐在普及員数は、岩川三、月野二、恒吉二、松山三、市成二であった。三十三年十月、地区制改正、大隅地区農業改良普及所となり、大隅五、松山三の普及員八名となった。

四十一年制度改正、名称を大隅農業改良普及所と改め、輝北地区を大隅地区と統合、事務所を大隅町においた。定員十六名（内生活改良普及員三名）となる。

五十四年四月、普及所を岩川から月野一九四六一一に新築移転した。四十四年一名定員減により十五名で農業改良や生活改善に役割を果たしているが、組織は総合指導課と技術指導課に分かれている。

活動内容は、その時代に即応した課題を取り上げていくが、平成元年現在、地域振興と村づくり推進畑かん営農の確立・水田利用再編成・経営担い手の育成・地域特産物を生かした生産と集団化・健康増進と生活環境整備

などに取り組んでいる。

歴代所長名次のとおり（括弧内は就任年月）

- 川畑秋男（28・8） 安崎武文（30・8） 石野与左衛門（31・4） 勝目清彦（32・1） 玉江啓造（33・10） 米良篤幹（36・4） 米山末喜（39・9） 丸野光雄（42・5） 肥後勝視（45・7） 長井須一（46・7） 田島優（49・5） 料所奈須夫（54・5） 永吉三雄（56・5） 四本和也（58・1） 西田幸次郎（61・4） 明用健一郎（平成1・4）

三 農業共済組合

明治の初期米穀を強制的に貢納させ凶荒に備えたことが農作物に対する保険制度の始まりのようである。その後明治二十七年、民間で家畜保険組合が設立されたが永続していない。

大正十三年県畜産連合会で家畜共済事業が実施され、昭和四年家畜保険法が公布され、五年曾於馬匹曾於郡畜牛家畜保険組合が設立された。十三年農業保険法公布により、家畜と水稻・麦・桑が共済の対象となったが、翌十四年曾於郡農業保険組合を設立して事業を始めた。二

十二年農業災害補償法が公布され、水稲・麦・蚕繭・牛馬・種豚すなわち家畜保険と農業保険が統合整備された。

二十三年岩川・恒吉・月野の各町村に農業共済組合が設立されたがそれまでは農業会で実施していた。歴代組合長は次のとおりである。

岩川組合 鮫島克己(23—26) 東迫秀夫(32—35)

恒吉組合 遠矢長(23—26) 大村繁(26—29) 能見忠(29—35)

月野組合 平川武敏(23—26) 若田信義(26—29) 川山一代次(29—35)

町村合併後の推移の中で組合合併の機運が熟し、三十五年六月四日岩川・恒吉・月野の三組合が合併し、大隅町農業共済組合として発足した。

組合長東迫秀夫外理事十名監事三名

水稲一、一〇〇ha、陸稲一〇〇ha、蚕五〇〇ha、蚕繭四〇〇箱、家畜三、五〇〇頭の引受をなし県下でも大きい方の組合となった。その後の組合長は若田信義である。

爾後家畜の診療事業も行い農家と密着して来たが、県の広域合併の指導もあり、五十年二月、末吉町を除く郡内

七ヶ町の組合が合併し、曾於農業共済組合が発足、各町にそれぞれ、支所が置かれた。五十五年、末吉町も合併し、一郡一農業共済組合となった。事業所は以前は、岩川小平原にあったが、昭和五十三年六月月野八合原に新築移転した。

四 農業委員会

昭和二十五年七月末をもって、一応、農地改革の事業は一段落したが、翌二十六年三月農業委員会法が制定され、従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会を統合して、新たに農業委員会が県と市町村に設置された。これは組織の簡素化と機能の総合化を図るためであった。

二十五年から実施された土地改良法、二十七年七月制定の自作農促進を目標とする農地法、三十年制定の自作農維持創設資金融通法、さらに三十六年二月制定された農業と他産業との所得格差を減少することを目的とする農業基本法などの法の下に、農地の移動調整、交換分の斡旋、農業構造改善事業等の推進協力、農業制度資金導入、農業者年金業務、農用地利用促進事業や、農業

後継者対策、小規模農家の離農転職など農家労働力対策など実施してきた。

昭和三十年一月町村合併により、三か町村の農業委員会は合併して、大隅町農業委員会と改称した。

農地集団化事業は三十年から四十四年度まで、一三地区で事業面積二、六七〇haで附帯事業の農道一一二、四二〇m、暗渠二、八九二m、隧道三一四m、水路その他一六、七六九mに及んでいる。農地移動幹旋では所有権移転が四十三年から五十九年度まで一、二三〇件となる。

農業制度資金は、農地取得資金と自作農創設維持資金があるが、導入状況は次のとおりである。

年度 (昭和)	農地取得資金		自作農維持資金	
	件数	金額(万円)	件数	金額(万円)
30—49	一、〇九六	三六、三二九	五四九	八、三〇七
50—59	三一六	一〇三、八九八	一〇六二六	五四九
60	二五	六、四一六	一三	四、七三〇
61	二三	五、五六六	四	一、九〇〇
62	一二	二、五五二	一	七五〇

農業者年金の受給者は経営移讓年金と老齡年金の二つがあるが、六十二年現在、経営移讓年金二八五名、老齡年金二二三名、計五〇八名の受給者がいる。

農業委員会の最初の選挙は二十六年七月二十日であったが、農業委員の定数は一〇名から四〇名までの間で、それぞれ市町村条例で定めることになっている。大隅町では従来十五名であったが、三十六年十月行われた農業委員選挙から十二名に改めた。

農業委員会委員長を町村合併前後に分けて記す。

岩川町 (26年) 永田瑞義、(29年) 永田瑞義

恒吉村 (26年) 後藤宗憲、残任として薬丸仲之助、(29年)

盛精一

月野村 (26年) 本田新蔵、(29年) 松崎太市

大隅町発足後、次の改選期まで松崎太市、(30・10) 永田瑞義、(33年) 松崎太市、(36年) 盛田政義、(39年) 盛田政義、(42年) 盛田政義、盛田政義町長当選のため、同年西山光夫、(48年) 池之上正雄、(52年) 八木重盛、(57年) 下荒敏、六十二年十二月下荒敏死亡のため残任期間を福満昇、(63年) 川辺幸行